



肥料価格高騰対策事業の取組について

JAふくしま未来では、肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のために国および福島県が実施する「肥料価格高騰対策事業」への申請対応に取り組んでまいります。

支援の対象となる農業者・肥料

農産物の販売実績がある販売農家 自給的農家は対象外です。

JA以外の出荷のみの方(直売所や軒先)は、販売されていることがわかる書類をご提示が必要(出荷票、精算表など)

令和4年6月から令和5年5月に購入する肥料が支援対象
 昨年の秋肥と今年の春肥を分けて申請



昨年の秋肥

- ◆ 対象期間：令和4年6月～10月注文 ※供給済のもの
- ◆ 支援金の交付：申請分については支払済み

今年の春肥

- ◆ 対象期間：令和4年11月～令和5年5月注文※供給済のもの
- ◆ JAへの申請期間：令和5年6月下旬～令和5年7月末
- ◆ 支援金の交付：令和5年11月(予定)

※秋肥を申請していない方は春肥の申請期間での申請も可能です。

JAふくしま未来では、JA以外から購入分も含めて申請対応いたします。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その8割5分を支援金として交付します。(国7割、県1割5分)

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費(税込)} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\begin{matrix} \cdot \text{秋肥} 1.4 \\ \cdot \text{春肥} 1.4 \end{matrix}} \div \begin{matrix} \text{価格上昇率} \\ \text{使用量低減率} \\ 0.9 \end{matrix} \right) \right] \times 0.85$$

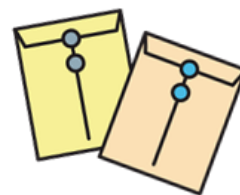
※前年の肥料費は、当年の肥料費から価格上昇率と使用低減率を割り戻して算出します

【支払い事例】 秋肥・春肥で100万円の場合、支援金は約17.5万円となります。

{当年肥料費100万円-前年肥料費79.4万円}×0.85÷増加肥料費20.6万円×0.85÷17.5万円

申請の2つのステップ

申請手続きは次のとおりです。準備資料をご確認下さい。



申請ステップ① 化学肥料低減計画書の作成

参考様式第2号「化学肥料低減計画書」を記入提出いただきます(別紙参照)
化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むことが要件です。

申請ステップ② 肥料購入申請額の算出

購入区分	農業者にご準備 いただく資料	申請様式	金額算定
J A 購入分	不要です	JA作成 ●様式2：予約 注文明細 ●様式3：JA購 入品購入明細書	⇒①
上様購入分が ある場合 (組合員コード未入力で購入)	●現金で購入した時 などの領収書等 ※組合員コード未入力で購入	●様式4へ記入 ●様式4-1へ領 収書等のコピー を貼付	⇒②
JAからの助成 金・支援金がある場合 控除項目	不要です	JA作成 ●様式7-1：JA ふくしま未来降 雹被害次期作支 援事業対象品目	④ - 1 ⇒④へ転記
J A 以外からの 購入分	●JA以外からの購入分 の請求書・領収書	●様式5へ記入 ●様式6へ領収 書等のコピーを 貼付	⇒③
<p>▷「肥料取締法に基づく肥料」が対象です(土壌改良資材等は対象外)。 ▷JA以外からの購入分の申請用紙には「肥料登録番号」の記載が必要です。 肥料袋に表示されているので「保証票」でご確認下さい。 ※「肥料登録番号」の記載がない場合は「保証票」の写真貼付が必要となります。</p>			
JA以外からの 奨励金などが ある場合 控除項目	●奨励金額が確認で きる資料	●様式7-2：控 除を要する金額 にかかる明細記 入表	⇒④
<p>申請対象となる肥料購入金額 様式 1 ① + ② + ③ - ④ にて算出</p>			

化学肥料低減計画書

秋肥・春肥を
分けて申請

主な作物名を記入
【例：水稲 等】

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
水稲	10
〇〇〇	
その他	0.1
計	10.1

秋用肥料	春用肥料	年間
	○	

注：該当するものに○を付けること

組合員コード	01 - 012345	通番	10141001
--------	-------------	----	----------

氏名(法人・組織名) 福島 未来

別紙事業採番パターンによる
各地区又は営農センター記入

住所 福島市北矢野目字原田東1-1

電話番号 024-573-1111

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	◎
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

JAからのおすすめメニュー

《水稲》

- ア 土壌診断による施肥設計
⇒土壌診断の実施
- イ 生育診断による施肥設計
⇒葉色板による計測
- キ 有機質肥料の利用
⇒有機質含有量は不問
- ク 低成分肥料の利用
⇒リン酸及び加里成分が少ない、いわゆるL型肥料
- シ 局所施肥の利用
⇒側条施肥



《園芸・果樹》

- ア 土壌診断による施肥設計
⇒土壌診断の実施
- イ 生育診断による施肥設計
⇒生育状況の計測
- エ 堆肥の利用
⇒自給堆肥での可
- キ 有機質肥料の利用
⇒有機質含有量は不問
- ク 緑肥作物の利用
⇒イタリアンライグラス等
- シ 局所施肥の利用
⇒うね立て施肥や灌注施肥



私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)に

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実

複数の取組実施者(農業者グループ)に対し

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署) 福島 未来

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

Q&A

問 い	答 え
<p>①化学肥料が足りなくなるということを聞いたのですが。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料メーカーや輸入事業者の努力により当面必要な肥料原料は確保されています。 ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。
<p>②化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていたら支援対象となります。 ・ 選択された取組について、適切にフォローしていきます。
<p>③既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に取り組んでいるものもカウントします。 ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、新たな取り組みを1つ以上行ってください。
<p>④低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本年に取り組めない場合は、来年に取り組んでいただければ結構です。 ・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、期間内に取り組んでいただければ結構です。
<p>⑤低減に向けた取り組みの記録はどうするのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学肥料低減に取り組んだことの証拠書類を農業者自身で保管することが義務づけられています。国による抽出検査も実施されます。 ・ 証拠書類は分析結果表や作業日誌、写真等です。
<p>⑥領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。
<p>⑦当用での購入分も対象になりますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 春肥については、5月末までに当用で購入した分も含まれます。
<p>⑧秋肥の申請をしてみましたが、申請することはできますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未申請であれば、春肥の申請期間での秋肥の申請も認められます。申請を希望される場合はお問い合わせください。

